

平成24年度第1回流山市入札監視委員会 会議録

1 日 時

平成24年10月1日(月)午後2時30分

2 場 所

流山市役所4階 401会議室

3 出席委員

倉橋 透 委員長 中神 啓四郎 委員
菅生 泰久 委員

4 欠席委員

なし

5 出席事務局

古川財産活用課長 大竹課長補佐 深津契約係長
鈴木主任主事 古林主事

6 工事担当課

河川課 防災危機管理課 下水道建設課

7 審議事項

- (1) 抽出事案の審議について
- (2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告
- (3) 次回審議事案の抽出について
- (4) 次回入札監視委員会の日程について
- (5) 総合評価方式一般競争入札の落札者決定基準の一部改正について
- (6) その他

7 協議状況

開 会 午後2時30分
閉 会 午後4時10分

課長の挨拶後、委員会次第に沿って会議が開催された。

協議事項

(1) 抽出事案の審議について

ア 野々下 1 号雨水幹線工事

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

菅生委員

中村組と大栄総建について、最終的には評価点の高い中村組が落札しているが、両者の金額差は 2,500 万円ほどある。市としてこの差をどのように考えるか。また両者の加算点の差は 9 点あるが、なぜこのような差がついたのか。

古川課長

評価点の差については過去の工事成績の平均点、類似工事の受注回数、災害協定の有無や災害時の出勤実績等によりこれだけの差が付いている。このように金額以外の様々な要素を加味して加算点を決定していることから、両者の間に金額の差ができてしまっているが、制度上このような結果となったものと考える。

中神委員

当工事の参加要件として業種が土木一式工事であること、市内本店を有すること、また工事成績が A ランクであること、といったことがあるが、これを満たす業者は全部でいくつあるのか。

古川課長

まず業種が土木一式で登録しており、市内本店を有する業者は 40 社ある。うち A ランクの業者は 16 社ある。また、今回は特定建設業の許可を有すること等という要件が別にあることから、これら全てを満たす業者は 11 社ある。

中神委員

施工方法については（入札の）事前に検討しているのか。またその方法や内容については事前に知らせているのか。

川崎課長

施工方法については部内や課内で十分検討して決定している。これは詳細には事前に伝えることはしていないが、設計書等で大枠では知らせている。また工事の内容については知らせている。

倉橋委員長

今回の工事は河川同士を結ぶことを目的としたものか、或いは住宅の雨水を流すことを目的としたものなのか。また、当工事の必要性はどういったところにあるか。

川崎課長

降雨時における恒常的な浸水箇所解消の為雨水幹線を整備するもので、河川同士を結ぶものではない。

倉橋委員長

今回の工事にあたり掘削機が必要となると思うが、これは工事後どうするのか。

川崎課長

基本的には引き上げた上で可能なものは再利用する。

倉橋委員長

工法について、開削工法や推進工法等あると思うが、今回当工事で工法を決定した理由は。

川崎課長

今回工事にあたり3～4メートル掘削する必要があるため、費用面や安全面、また地上の家屋への影響がより少ないことを踏まえ推進工法を採用した。

倉橋委員長

今回工事を行うのは道路の下になるのか、それとも民家の下になるのか。

川崎課長

道路の下である。民家の下はありえない。

倉橋委員長

今回加算点の中では災害協定に関する点数差が工事の入札の結果に大きくかかわると思うが、災害協定には締結の要件等あるのか。

古川課長

まず災害協定の締結については防災危機管理課の所管になっている。この締結については災害発生時の指揮命令系統が確立していることなどが関わってくる。また、他の要件を勘案し個別の事業所、若しくは特定の団体と締結する場合と聞いている。

倉橋委員長

活動実績については協定を締結していることが前提か。

古川課長

そうではない。出勤の要請があれば、協定なしでも出勤することがあり、それは活動実績となる。

中神委員

工事の結果はどうなったのか。

川崎課長

9月27日まで工期を延長した。工事は完成したが、工事検査を工事完成から2週間以内に行うこととなっており、10月4日に検査を予定している。それが終わって竣工となる為、まだ竣工はしていない。

中神委員

当工事に関してこれまで問題はあったか。

川崎課長

ない。

中神委員

一番安く応札した業者が落札できなかったが、この件に関し苦情等はなかったのか。

古川課長

特にない。また議会でも特段取り上げられることはなかった。

イ 災害用井戸設置工事（No. 1）

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

中神委員

今後、当工事同様に井戸を設置する予定はあるのか。

堀越主査

来年度に予定しているのは東部公民館である。

古川課長

市内には既にいくつかの場所に設置されている。

倉橋委員長

類似工事の実績の対象は市内での工事のみか。

古川課長

市内だけでなく県内で行われた工事の実績を対象にしている。

倉橋委員長

今回調査基準価格と落札金額が同額であるが、これには奇異な感じを覚える。この場合は低入札価格調査の対象とはならないと思うが、こういったことはよくあるのか。

古川課長

調査基準価格と落札金額が近いというのはあるが、同額というのは稀である。

中神委員

入札時内訳書は必要か。

古川課長

入札時内訳書が必要なのは入札金額が1,000万円を超える場合なので今回は該当しない。但し契約後には工事案件全てについて提出を求めている。

ウ 第7 - 1 配水管切回し工事 (E W 3 - 7 1 A)

〔担当課工事概要説明〕

〔事務局説明〕

中神委員

今回随意契約を締結することで当初算定した工事金額より80数万円ほど安価になったということだが、その根拠は。

小野係長

当初算定の金額は他の工事とは別の工事として設計した時にこの金額となるというものである。随意契約とすることで近接工事の扱いとなり、諸経費がかからなくなることからその分設計金額が安価になった。その上、契約にあたり業者から見積もりを徴収したところ更に安価になった。この差額のことである。

菅生委員

なぜ水道局発注工事の受注者と契約したのか。下水道の工事を行っている業者ではできないのか。

山田補佐

水道管工事として発注するものであった為、水道局の指定工事店でないとできない。下水道の発注業者はいずれも指定工事店でなかったためその業者に発注はできなかった。

倉橋委員長

下水道の工事については3社が入っているということだが、なぜ水道局発注の工事は1社なのに、下水道は3社もいるのか。

山田補佐

下水道工事については全体的に工事を行っており、工事範囲が広いことからまとめて発注すると工期を長く設定しなくてはならないことからエリアを決めて発注している。そのため今回の（図面の）区域内では3社になった。水道局発注の工事は管が老朽化したところのみが工事対象であるため1社で済むと思われる。

菅生委員

市で設計した工事金額は、今回の契約相手の南部設備に伝えるのか。

山田補佐

伝えない。積算の資料を渡して金額を見積もらせ、それが設計金額以内であれば契約を行う。

倉橋委員長

今回のような切回し工事は、何箇所かで行うのか。

桃野主任技師

配布した資料のとおりで、黄色の部分は水道局発注、赤色の部分は市役所発注である。

中神委員

今後このような随意契約案件がたくさん出てくる可能性はあるのか。

古川課長

基本的に工事の着工前に埋設物等は調査を行うため、このような場合は多くはない。しかし、どうしても調査内容と現状が異なる場合がある。そういう場合は状況に応じ随意契約にした方が市にとって有利と判断されれば随意契約とする可能性はある。

(2) 入札及び契約手続の運用状況等の報告

〔 事 務 局 説 明 〕

中神委員

随意契約の一覧表にある、『野々下雨水幹線工事に伴う付帯工事』というものは、先ほど取り上げた案件に関係はあるのか。

深津係長

さきほどの工事の付帯工事である。

倉橋委員長

案件の種別ごとに、それぞれ金額がいくらかは算出しているか。

深津係長

案件の種別ごとに件数は算出しているが、金額は算出していない。

倉橋委員長

低入札価格調査の一覧表について、審査結果が可となっている案件の工事現場までの距離は概ね5キロ以下のところが多い。5～10キロ以内であれば工事現場まで近く、経費削減が可能なため審査結果を可としているのか。

深津係長

距離によって一概に区別はしていないが、業者からの提出資料及び業者へのヒアリングにより経費が削減できると判断されれば可とする理由になりうる。例えば距離については会社と工事現場とは離れているが、資材置場と工事現場とは近いという場合もあり、その場合は経費削減ができるということになる。

(3) 次回審議事案の抽出について

倉橋委員長

次回の委員会の審議案件として指名競争入札案件がないため、一般競争入札について、総合評価案件 1 件とそれ以外の案件 1 件の合計 2 件とし、総合評価案件は「第 4 汚水枝線工事 (E 4 - 4 0 1)」、それ以外の案件は「老人福祉センター新築工事 (建築工事)」としたい。

また、随意契約案件については、「市営住宅平方団地屋根改修工事」としたいがどうか。

〔 全 員 了 承 〕

(4) 次回の入札監視委員会の日程について

倉橋委員長

次回の入札監視委員会は平成 2 5 年 2 月 5 日の 1 4 時 3 0 分からとしたいがどうか。

〔 全 員 了 承 〕

(5) 総合評価方式一般競争入札の落札者決定基準の一部改正について

倉橋委員長

どのような点を改正したのかご説明願いたい。

古川課長

総合評価方式一般競争入札の実施にあたっては毎回学識経験者の意見を聴取しているところ、昨年度、落札者決定基準についていくつか指摘を受けたため、その指摘を踏まえて改正を行った。

主な改正点は、まず工事成績をもっと重視すべきということで、配点を10点満点から12点満点とした。次に、工事实績についてももっと重視すべきということで、配点を3点満点から5点満点とした。また、指名停止の理由には軽重があるということで、指名停止の理由により減点項目を細分化した。更に、技術者の保有資格について、工事毎に配置を行うか否かにより加点の有無を決定することとした。

このように工事に関する項目を重視して配点を増やしたため、相対的に他の項目について配点を減らすという改正を行った。

中神委員

この基準については公表しているのか。

古川課長

公表している。

(6) その他

特になし

倉橋委員長

特に質問が無ければ、以上で委員会を終了する。